



Title	Nancy Shields Kollmann, <i>By Honor Bound: State and Society in Early Modern Russia</i> , Cornell University Press, Ithaca and London, 1999, 296pp.
Author(s)	上田, 泉
Citation	西洋史論集, 12, 93-103
Issue Date	2009-03-23
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/39048
Type	bulletin (article)
Note	Reviews
File Information	12-004.pdf



[Instructions for use](#)

Nancy Shields Kollmann, *By Honor Bound: State and Society in Early Modern Russia*, Cornell University Press, Ithaca and London, 1999, 296pp.

上田 泉

はじめに

従来ロシア史研究では、西欧との比較の中で、君主が超越的な権力を持つ「専制体制」や、その特殊性、後進性が強調される傾向があった。⁽¹⁾ それに対し、近年、特に英語圏では、E・L・キーナンの研究以降、史料に描かれた「専制」のイメージにとらわれるのではなく、その背後にある慣習、諸関係、政治文化を研究する傾向がある。⁽²⁾ 本稿で紹介するナンシー・Sh・コルマン著『名譽による結合—近世ロシアにおける国家と社会』もそうした志向を持つものである。著者コルマンは、キーナンに師事し、一九八七年に公刊された『親族関係と政治 (Kinship and Politics)』で、専制の背後には、エリート家門と君主との協働があり、⁽³⁾ 両者の間でコンセンサスが形成されていたと主張した。⁽⁴⁾ 本書では、「専制」はどのように作り上げられ、機能したかという前作の問題関心が引き継がれ、「専制」が強化されていくとされ

ている一六、一七世紀ロシア社会の実態が、文化史の観点から検討されている。⁽⁵⁾

著者によれば、本書執筆の直接のきっかけは門地制の解釈である。⁽⁶⁾ 門地制は、家門の名譽 *chest* (家門の伝統、軍事勤務、家門内での序列) に応じてエリート層の序列を決めるシステムである。この門地制の意義についての問題、つまりエリート層の結集を阻害したのか、それとも君主の任命権を制約したのかという問題は、エリート層に対する君主の影響力や専制を、どのように解釈するかという問題と直結する。著者は、門地制の土台であった名譽に注目しながら、こうした問題を説明しようとしている。但し、本書で著者は、門地制における名譽の問題だけでなく、社会全体で名譽がどのような意味を持ち、機能したかという問題にまで視野を広げている。

名譽に注目することは、近世ロシアの新たな像の提示に結びつく。従来、近世ロシアは、超越的な専制君主というイデオロギーが形成され、行政・官僚組織が整備された中央集権国家の形成期と考えられてきた。そして、そのような専制君主を中心とした中央集権国家が、拡大していく多様な国土を統合し、戦争などによる荒廃という問題に対処したと考えられてきた。それに対し、著者は「名譽」という文化的概念を用いることで、社会秩序形成や社会統合と中央集権的支配との関係の中に、民衆の自発的・自律的な行為や、支配と合意の関係があることを明らかにし、近世ロシア社会では支配者と被支配者の相互作用・合意形成が意味を持ったことを明らかにした。

著者が名譽という概念を使い、社会を分析する際に重視しているの

は、近年の文化史研究で利用される「言説 discourse と実践 praxis」という過程である。著者の見解によると、国家や民衆は自己弁護・自己利益追求の目的で名誉言説を利用した。そして、名誉に関する「言説」が裁判や門地訴訟において人々によって「実践」され、また国家統治の際に支配者によって「言説」が「実践」されることで、社会というまとまりが作り出され、社会秩序が構築され、専制君主を中心とした支配体制が構築されていったのである。

本書の構成は以下の通りである。

序章

第一章 名誉という文化的概念

第二章 家父長制の実態

第三章 名誉の実践

第四章 エリート層における名誉

第五章 専制への統合の戦略

第六章 絶対主義国家へ

結論 名誉の持続

本書は六章から構成されている。まず、第一章において、名誉概念の起源と変化、そして当時における名誉が定義され、第二章において、家父長制的社会における名誉の利用と実社会への影響が分析されている。第三章では、それらを踏まえて、名誉をめぐる裁判の意義と役割が分析され、名誉を「実践」することにより社会が形成され、社

会と国家が結びつけられたことが考察されている。第四章以下では、国家支配に論点が移動し、第四章では、エリート家門の名誉の一部であった門地制の意義と役割について検討されている。第五章では、国家が名誉に関する文化・儀礼・慣習を利用して、支配の戦略と政治的統合を進める過程が説明されている。第六章では、門地制廃止の背後にある政治的・社会的変化とその要因を探ることで、国家支配のあり方の変化が論じられている。本稿では、本書の重要な論点でもあり、ロシア史研究においても大きな意義を持つであろう、名誉に関する二つの論点に焦点を絞って本書を紹介する。まず、第一点目は名誉の言説とその実践についてである。上から与えられた言説を、民衆は自身らの利益のために自律的に実践した。その民衆の実践を明らかにすることにより、一方的で抑圧的な支配という見方を再検討することができるからである。第二点目は、名誉と国家による社会統合や支配との関係についてである。名誉を通じて、国家は社会統合を行い、専制君主を中心とした支配体制を作り上げた。その過程に注目することで、「専制体制」は上からの抑圧的な体制として構築されたのではなく、ツァーリとエリート層の協働という側面があったことが明らかにからである。以下、二節に分けて紹介していきたい。

一 名誉の言説と実践

(一) 名誉の言説

個人の名誉を保護する制度や法は、一六世紀中頃に現れる。キエ

フ・ルーシの時代からすでに、名誉、損害 *Obida* や恥 *sram*、*sorom*、*sramota* について言及されているが、一六世紀からは、そうした諸概念は「名誉 *chest'*、名誉毀損 *beschest'e*」という言葉に統一され、法典において名誉毀損に対する処罰や補償などが整備された。また、身体的攻撃のみならず、言葉による攻撃、侮辱も名誉毀損の対象に含まれた。このように、一六世紀以降、国家は名誉や名誉毀損の問題に、法を通じて介入し、その結果名誉は倫理的観念であるとともに、法によって保護される個人々の性質となった。後述するが、この名誉を巡る問題は、個人々の問題としてだけでなく、共同体の問題としても捉えられた。著者は、この変化を一六世紀における社会的緊張や混乱と結びつけて考えている。国土の拡大や既存の地域社会の崩壊（農民農奴化の進行や戦争による荒廃など）といった社会の構造が変動していく状況の中で、国家には社会的安定性を構築する必要が、個人々には自身の社会的地位を守る必要があり、社会秩序やヒエラルキーを形成する仕組みとして名誉が用いられ始めた。

但し「名誉」という言葉は同時代の法典や訴訟文書に出てくるものの、同時代の叙述史料の中ではその内容は説明されていない。そのため、同時代の人々が名誉をどのように考えていたかは、法文書や訴訟から推測するしか方法がない。名誉という概念がこれまで十分に注目されず、研究されてこなかった理由もこの点にあると言える。

名誉や名誉毀損の内容に大きな影響を与えたと考えられるのは、道徳的な教訓録であるが、これらにも明確に名誉がどのようなものであるかが規定されているわけではない。したがって著者は、教会の様々

な教訓・訓戒を通じて、同時代における名誉の内容を考察している。それによると、教会人によって書かれた教訓全体に、家長制的精神と禁欲的な正教理念が通底しており、宗教的側面では敬虔さ、信仰深さ、慈悲深さが、世俗的側面では、従順、謙遜、貞潔（特に女性の貞潔）が賞賛されている。また、家庭の理想像を提示する『ドモストロイ *Donostroi*（家庭訓）』²¹では、特に家族や共同体の平和、社会的ヒエラルキー・安定性の保持なども称えられている。このような教会的理念と家長制的精神が名誉概念の土台となっていた。そして、こうした土台の上で名誉概念は、名誉をめぐる裁判の過程で具体化され、明示されていく。

名誉内容の具体化においては、各種の共同体の秩序形成という下からの動きと中央集権的支配を志向する上からの働きかけが重要な役割を果たした。裁判で名誉毀損と認められた内容は、共同体を乱す不法な行為（私的裁判、役人に対する無礼、調停への不服従、裁判所での喧嘩、偽りの起訴など）、家族への侮辱（家族への性的侮辱、侮辱的な噂）、社会的立場への侮辱（貴族 *boyare* が「小士族 *deti boiar'skie*」と呼ばれるなど）である。つまり、名誉は個人ではなく、共同体や家族に関わる問題として扱われたことがわかる。このようにして、名誉をめぐる裁判は、共同体や家族共属意識の形成とその安定化に寄与した。他方で、名誉をめぐる裁判を通じ、国家は、国家全体がツァーリを中心とする名誉を共有する共同体であることを示すことができ、そのことを中央集権国家形成に利用した。この点については後述する。

このように名誉は、家父長制的精神と禁欲的な正教理念を基礎にしつつ、具体的状況のなかで、支配者側と被支配者側の必要に合わせて内容が決められたのである。

(二) 名誉の実践

名誉は、社会の秩序形成にも寄与した。従来は、国家が家父長制をもとにして社会秩序を形成したという国家からの視点に基づく見解が支配的であったが、著者は名誉に関する民衆の自己弁護や裁判の利用を調べることで、民衆の側からの主体的な社会秩序形成を見出している。裁判において、人々は、教会や国家が提供する名誉という概念を利用して、最大限に自身の利益を得ようとしたのだが、そのことが社会秩序の形成に結びついた。その明瞭な事例であるのが、女性の名誉をめぐる裁判とそこの自己弁護である。

家父長制のもとでは、女性に対する支配や管理は社会や家庭を安定させるために重要な要素であった。男性には女性を適切に支配する責務があり、女性の不道徳な振舞いは管理する責務のある男性の過失とみなされた。同様に、女性に対する性的侮辱や中傷は、その女性に責任ある男性への侮辱と直結し、女性の名誉や評判の高さは男性の名誉を高めることにつながった。特にエリート層にとって、家族の名誉や評判は、自身の社会的地位に影響する重大な問題であり、家門に属する女性の名誉を守ることは緊急の問題であった。なぜなら女性を利用することによって、つまり結婚によって家門同士の同盟関係が作られ、家門の政治的影響力が強められたからである。⁸⁾

また、女性の名誉は、家父長制的な規範の強化に重要な役割を果たした。家父長制的考え方や正教的理念のもとでは、概して女性は蔑視・軽視される傾向がある。しかし、家父長制のものであっても女性には限定的に独自の価値と有益さが認められており、その範囲において、女性は自己の名誉を主張し、自己利益を引き出すことが出来た。女性が自身の利益を引き出すために家父長制的な規範を利用したことで、さらに家父長制的な規範は正当なものとして明示され、さらに強化された。

女性の名誉の中で特に重視されたのは貞潔、純潔であり、それらを守ることは社会秩序安定のために重要であった。例えば、一六八七年にモスクワで起きた強姦事件は、三つの点で注目し値すると著者は指摘する。その事件は、勤務人である男性が、従者に命じて、未婚の若い女性をだまし、家におびき寄せ、強姦したものである。この判決では、従者は家族とともにシベリアに追放され、強姦を計画・実行した勤務人は、被害者の名誉ある結婚の可能性を失わせたと判断され、彼女のみならず、彼女の母に対し五〇〇ルーブル払うように命じられた。著者が注目するのは、まず第一に、事件は君主（イヴァン五世とピョートル一世の共同統治、摂政ソフィア）の御前で判決が下され、被告を厳罰に処している点である。君主がどの程度裁判に関わっているかは分からないが、少なくともこの事件は当時の有力者たちにとって凶悪なものと考えられ、君主の御前で判決が出されるほど重視された。第二に、被告は原告より社会的地位や富を持っているにもかかわらず、彼の証言（女性が快く了解した、女性が嘘をついたなど）は却

下され、原告や目撃者の証言が受け入れられた点である。第三に、被害をうけた女性だけでなく、女性の母にも補償がなされた点である。ここから、女性の純潔の問題は当時の社会において非常に重要な問題として扱われ、被害者は加害者の社会的地位の高さや財力に関係なく、訴え、勝訴することが可能であったと理解することができる。また、名誉毀損の補償は個人に対してではなく、家族に対してもなされ、名誉の問題は、家族の問題として扱われたといえる。このように、名誉をめぐる裁判という「実践」を通じて、社会秩序の構築が進められていったのである。

また、女性は、自らの立場を逆手にとり、積極的に男性を侮辱することが可能であった。例えば、結婚式で不躰な振る舞いをした女性が、帰宅するように教会輔祭に促されたことを不服に思い、その仕返しとして、その輔祭から結婚式の帰り道で強姦されそうになったと訴えた例がある。この場合、女性の訴えによつて（それが事実かどうか関係なく）輔祭の名誉は傷つけられ、自身の名誉を守るために輔祭はさらに総主教に嘆願した。この裁判のために、原告が女性の嘘をあばくための目撃者をつれてきたことは記録上確認できるが、裁判の顛末は確認できない。しかし、女性の（真偽不明の）訴えにより輔祭の名誉は傷つけられ、それを守るために彼は新たに訴訟を起こさなければならなかったのである。他にも、身体的に被害にあつていなくても、性的に侮辱的な発言がされた場合や噂された場合にも訴訟は起こされている。このように、女性は自身の立場が脅かされた際、家父長制的な規範を逆手にとり、自身の貞操や純潔が危険にさらされると主張す

ることによつて、名誉毀損で訴えることが可能であった。

こうした名誉毀損をめぐる裁判は、家父長制的な価値規範を構築し、その価値規範の正当性を共同体に顯示した。また、女性の自己弁護も家父長制的な論理に則り、その範囲での女性の徳や正当性を提示し、そこから自己弁護の根拠を引き出した。そして、女性が法を用いて自己弁護すればするほど家父長制的な規範の中で女性の立場・役割・美德が明確にされ、それが正当なものとみなされ、強化されたのである。

また、女性の名誉に関する裁判の場合、被害にあつた女性自らが原告になるのではなく、多くの場合、その女性の庇護者である男性（主に親族の男性）によつて、女性の名誉毀損が訴えられ、彼女の名誉は保護された。その場合、被害者である女性だけではなく、庇護者である男性もまた補償を受け取った。男性の庇護者がいない場合、女性は自分で訴えを起こしたが、その際には彼女の属する共同体が訴えを裏付けるような証言をし、援護した。なぜなら、訴訟の判決では、原告・被告の訴えだけではなく、共同体の人々による証言が重視されたからである。そのため、普段からの共同体での立場、振る舞いが自己利益のために重要であった。

加えて、個人の利益のためだけではなく、共同体の公共の利益のためにも侮辱や名誉の訴訟は用いられた。例えば、一六八三年に役人によつて私生児の調査が行われた際、ある男が、未婚の母を妹に持つ兄に対して、近親姦姦の關係を持つたと公共の場で非難した。そして多くの目撃者たちがその性的侮辱を裏付けた。それゆえ、その兄は名誉

毀損で訴え、自身の不道徳な振る舞いに関する嫌疑を公の場で否定しなければならなかった。共同体の規範から逸脱したとみなされた場合（例えば私生児など）、公の場で攻撃される可能性があり、その侮辱を通じて共同体の規範が明示されることになった。また、侮辱は、たとえそれが後に根拠がないと証明されたとしても、それが公共の場で言われた時点で、その人への侮辱として影響力を持った。人々は、侮辱や訴訟を通じて、共同体内の規範を明確にすることができた。それゆえ、共同体の人々は規範を示すために侮辱や訴訟を利用したと行うことができる。著者は、フランスのシャリバリと比較して、近世モスクワでは、共同体の規範を作り、教化するシャリバリのような儀式は存在しなかったものの、名誉毀損に関する裁判はそれと同等の役割を果たし、公に名誉毀損の訴訟を起こすことで共同体の規範を明確にし、保持したと考えている。このように、著者は、自発的なシャリバリがなく、行政に頼るかたちで共同体秩序を作ったモスクワ社会を単純に受動的で、不活発なものとして捉えるのではなく、与えられた理論や手段を民衆の側が意識的に自己利益のために利用し、「実践」し、その結果、社会的規律化が進んだことを主張している。

(三) 訴訟における裁判外要素

このように、名誉をめぐる裁判は民衆側の自発的な利用によって、家父長制的文化規範の浸透、そして社会的規律化をもたらした。だが、そうした裁判においては「裁判外」の要素も社会的機能を持ち、意識的にそれが利用された。

まず、モスクワ国家では紛争や社会的緊張の解決方法は、国家の役人が関与し、「ツァーリの名で行われる」裁判であり、私的裁判や私闘は法で厳重に禁止された。それゆえ、共同体内での紛争解決は、民衆の活発で自律的な活動というよりは、国家の手によってなされたように見える。

しかし、裁判の過程をみていくと、裁判制度や判決が重要であったのではなく、むしろ裁判の「儀式」としての側面や、裁判外でのやりとりなどが重要であったことが示唆される。裁判は、多くの場合、裁判所で最終的な判決が出されずに終わっている。著者は、この点を単なる史料の欠落ではなく、訴訟を起こした後、裁判外で平和的な解決がなされていた証拠だと考えている。その背後には、派閥や家門、パトロン関係といった共同体内での人的関係が存在したと考えられる。人々は、明確に判決を出すことが目的ではなく、訴訟を起こすことで、問題提起し、様々な人的関係を通じて交渉を行い、合意を形成した。このように、国家が関わる裁判すらも共同体内の相互交流の手段の一つとして利用された。裁判は、法によって紛争状態を解決する手段としてだけではなく、むしろ公の場で問題提起する手段や秩序を明確に示す手段として利用され、共同体秩序は安定させられた。このように、人々は裁判という場を共同体秩序形成や安定のために利用し、紛争状態は、伝統的な共同体の様々な人的関係を通じて、柔軟に解決されたのである。

二 名誉と社会統合、専制支配

(一) 名誉と社会統合

これまで述べてきたように、民衆の側は国家が提示する法や規範を意識的に受容・利用し、その結果名誉は社会的影響力をもち、社会的規律化を進めた。しかし、名誉は単に社会秩序を形成しただけではなく、国家による社会統合にとっても大きな意義を持った。従来の研究では、社会統合を論じる際には、超越的な権限をもつ専制君主が多様な社会を結びつけるというイデオロギーが注目されていた。⁹⁾ このようなイデオロギーは一五世紀末に生まれ、一六世紀に宗教的著作を通じて強化され、宮廷儀式でも提示されるようになっていったと考えられてきた。しかし、著者によると、そうしたイデオロギーは後代のイデオロギーを反映しており、当時の社会統合において中心的役割を果たしたのは、君主、臣下、民衆がともに神の僕であるという正教的な「神の僕の共同体」という理念であった。そして、これを補足したのが、名誉の言説・慣習・実践だった。名誉をもつとされたのは、正教徒やロシア人だけでなく、非正教徒や外国人を含む全ての人々であったがゆえに、名誉は、近世ロシアの共同体や国家を統合する基盤であったといえる。他方で、名誉はツァーリを中心とした秩序形成のためにも用いられた。ツァーリ自身を名誉の源泉とすることで、彼の支配の正当性・神聖性は裏付けられた。ツァーリに近いほど名誉があるものとされ、裁判の賠償金額も名誉の度合いに比例し、その差によつ

て社会的ヒエラルキーが形成・可視化された。また、ツァーリの代理人やツァーリの名は、ツァーリの名誉を体現し、裁判・官庁組織に正当性と神聖性を付与した。このように、ツァーリは名誉を利用することで支配に適した社会秩序を形成し、安定させた。

(二) 名誉を通じたツァーリ・エリート関係の構築―門地訴訟

エリート層も、民衆と同様に自身の名誉を主張できたが、しかしエリート層だけは門地訴訟によつてその名誉を主張し、¹⁰⁾ 高めることができた。すなわち、エリート層は、家柄と勤務経歴を根拠に、自分自身と自身の家門の優位性を主張し、軍事勤務の序列に不服を申し立て、任命を無効とする裁判を起こすことが可能であった。

本書で、著者は門地訴訟の二つの側面に注目している。それは、門地訴訟が新たな家門を統合し、エリート層のヒエラルキーを形成した側面と、門地訴訟を通じて、エリート層との相互関係の中で、君主の権力が強化された側面である。

まず、門地訴訟は、エリート層のみの特権であると同時に、紛争解決の手段でもあった。モスクワ国家では、エリート層であっても、私闘や決闘は厳しく禁止されており、裁判というかたちで紛争状態は解決された。門地訴訟は、一四七〇から一五一〇年に元々半自立的であった周辺諸公がモスクワ国家に勤務するようになり、その過程で既存の古参モスクワ貴族と新たにモスクワに勤務するようになった周辺諸公との間の序列が問題視されたとき、つまり、エリート層の急激な拡大・変化によつて社会的緊張が高まった時期に発達した。著者によ

ると、門地制は、政府への権力の集中という前提の下で、個々のエリート達が自分の家門の立場を擁護するため、また新たな家門を国家統治のシステムに組み込むためにエリート層によって主張され、発展したものであった。門地制は、エリート層の自己利益追求の手段として発展したと著者は考えている。

門地訴訟は、エリート層だけではなく、君主の側によっても統治のために利用された。著者は、一〇七六件の門地訴訟の事例を調べ、その利用のされ方を検討している。まず門地訴訟を起こして勝訴という判決が出された事例はわずか一％（一四件）であり、訴訟を起こした後、裁判以外の方法で原告の主張が認められた事例は二四％（二五四件）である。裁判以外の方法で原告の主張が認められた方法としては、ツァーリが「門地なし」を宣言する方法、軍事勤務の任命をやり直す方法、まずは軍事勤務に就かせてから、勤務の後に訴訟を起こさせる方法などがあり、この場合エリート家門の序列だけで問題が解決されたのではなく、ツァーリの判断が大きな意味を持った。門地訴訟の残りの事例（七五％）は敗訴となるか、訴訟が途中で終わっている。敗訴した事例の中で、系譜録や勤務記録の記述によって家門の優劣が決められて判決が出されたのが一五％で、残りの八五％は系譜録や勤務記録の審議は行われず、多くの場合ツァーリによって判決が出された。つまり、門地訴訟は、伝統に則って自身の立場を弁護する機会をエリート層に提供すると同時に、君主が権力を行使する場でもあった。

但し、門地訴訟に対する君主の決定権は決して、エリート層の自律

的な特権を阻害するものではなかった。著者は、君主権力の行使は一方的ではなく、状況に合わせて、柔軟に、エリート層と合意を形成して行われていたことを指摘している。門地訴訟を詳細に分析すると、ツァーリの判断で訴訟の判決が下されている事例であっても、ツァーリの一方的な判決というよりは、訴訟当事者と妥協した判決であることが多い。例えば、問題とされた任命について、後の門地争いには参照されないことを示す「門地なし」の宣言や、任命の再考、軍事作戦後の訴訟などでツァーリは問題の解決を図った。このように、ツァーリの柔軟な対応は、支配の妨げになるような長引く訴訟やエリート層内の長期の紛争状態を防ぎ、社会の安定をもたらした。また、門地訴訟権を等しく保有することで、エリート層はひとつのグループとしてまとめられた。つまり、エリート層の名譽と深く結びついた門地訴訟は、ツァーリの保護の下、エリート層の統合および形成に寄与した。そして、ツァーリの影響力を示し、権力を強化する機会にもなった。概して、門地訴訟とはエリート層の自己利益追求と君主権力行使の場であり、両者の相互作用の場であった。

（三）支配のために名譽の「実践」

以上のように名譽を通じて社会統合が進められ、またツァーリ・エリート関係が築かれた。これを強化したのが、儀式や儀礼であった。これにより名譽は可視化され、そしてツァーリの中心性も可視化された。イヴァン三世以降、とりわけ一六・一七世紀に宮廷儀礼は頻繁に行われるようになる。このことはエリート層や領土の拡大により、社

会秩序が不安定になったために、権力関係・秩序を明示し、人々を統合する必要があったためであると著者は説明している。そうした中で、宮廷儀礼はツァーリとエリート層の協働関係を示し、かつヒエラルキーを可視化する機会であった。さらに、儀式はヒエラルキーを示すだけでなく、宮廷儀礼に参加したエリートが、「参加」という名誉を得る機会にもなった。

大衆もまた、儀式により支配の枠組みに組み込まれた。行幸、遠征の過程で、ツァーリは貧者に施しや恩赦を与えることを通じて「神の僕共同体」を体現した。その一方で、ツァーリは地方における高位聖職者と食事をともにすることで社会的ヒエラルキーも示した。このように、国家は儀礼を通じて、名誉の言説を実践し、それにより社会的結合を推進していった。

国家は、このように支配に際し、国家が受け入れうる範囲で名誉を利用することで、社会統合を行い、中央集権化を図ったと著者は結論づけている。

おわりに

概して、本書は、名誉を通じてモスクワ国家の「専制」を問い直している。支配される民衆・エリート層が、包括的で流動的な名誉という概念を利用して、自己利益を追求し、また社会変化や複雑化の中で生じた緊張状態・危機的状态を解決したという見解は、抑圧的で一方的な「専制」国家が形成されたという従来の見解に再考を促すもので

あると行うことができる。同様に、名誉を通じて、多様な社会を、ツァーリを中心にした国家に統合したという見解も重要である。専制国家の確立期とされる時期の「専制」は、強大な君主権力による支配というよりは、人的関係を基礎にもち、そのつながりを利用し、互いに妥協・協調しあう支配であることを示すのが著者の目的である。このような見解は、モスクワ国家の実態、「専制」そのもの、ロシアの特殊性を今後研究する上で非常に重要である。

それに加えて、本書では、一七世紀以降における名誉の内容や慣習の変化、そして絶対主義国家への変貌も扱われている。ここでは十分に紹介できないが、著者によれば時代的变化の背後には、エリート層の側には勤務形態・構成員・意識の変化が、君主の側には権力の性質の変化があり、ピョートル時代に向けて国家のあり方が漸進的に変化していったとしている。ここで重要であるのは次の三点である。まず第一に、軍制改革・行政組織整備に伴って、伝統的なエリート層の存在意義が危機に晒され、「上層階層 aristocracy」という意識が形成された点。第二に、それに伴い新たなエリート層（士族層）が、従来の伝統的なエリート層とは異なった精神を形成し、西欧から個人という概念が輸入され、宮廷エリートの個人的な倫理や徳といった考えが伝わった点。第三に、それが伝統的・家長制的概念を基礎に置く専制の概念と結びつくことで、さらに支配の概念や実践が変化していった点である。つまり、専制という枠組みの中で、西欧の絶対主義と対応するような発展・変化をし、ロシアの近代化はツァーリのイニシアティブだけではなく、エリート層との相互作用の中で、エリート層と

ツァーリ、両者の必要から発展した。

著者の見解は、全体として従来の専制像に対し批判的であるために、反論がある¹²⁾。特に、民衆・エリート層の自律性を強調しすぎたために、支配の影響力・軍事的強制力・意図など支配者側の視点が軽視されている点は、再検討の必要があるだろう。そのためには、「ツァーリ」一般についてではなく、個々のツァーリについて、特に強いイニシアティブを発揮し、従来の「協働関係」を変化させたツァーリについて、具体的な諸関係を明らかにし、専制の背後にある「協働関係」の変化・機能・実際の影響力を検討する必要があるだろう。

いずれにせよ、「専制」を多角的に捉え直し、民衆側の視点を含めて専制支配の実態を再検討しようとした本書の試みは、大変貴重なものであり、一六・一七世紀のロシア政治史・社会史・文化史研究に一石を投じるものである。

注

- (1) Edward L. Keenan, "Muscovite Political Folkways", *Russian Review*, 45(2), 1986, pp. 115-81.
- (2) 英語圏における研究動向については Marshall Poe, "The Truth about Muscovy", *Kritika: Explorations in Russian and Eurasian History*, 3(3), 2002, pp. 473-86; Valerie A. Kivelson, "On Words, Sources, and Historical Method: Which Truth about Muscovy?", *Ibid.*, pp. 487-499. を参照。
- (3) モスクワ国家の貴族 *boyare* は、西欧的な身分としての「貴族」で

はなく、官位としての貴族であった。しかし、コルマンに拠れば、大公に助言・接近することが許され、特権的である身分としての「貴族」に値する集団があった。コルマンは本書において、このような集団を示す言葉として *elites* という語を用いている。本稿では本書の記述に則り、かつ、西欧の身分的な集団を意識して使用されていることを考慮し、エリート層と記す。日本におけるロシアの身分制についての研究は、栗生沢猛夫「ロシアにおける「身分制」および「封建制」の問題―「近世」ロシアの国制理解のための手がかりとして―」『前近代ロシア史研究の諸問題』(スラブ研究センター研究報告シリーズ)、五五号、一九九四年がある。

- (4) Nancy Sh. Kollmann, *Kinship and Politics: The Making of The Muscovite Political System, 1345-1547*, Stanford University Press, 1987.

(5) 門地制とはモスクワ大公国に勤務する貴族が増えた一五世紀から、その貴族間の序列を決めるために生まれたシステムである。この序列の優劣を競う門地訴訟は、特に一六世紀に頻発した。序列を決める基準としては、家柄、本人および一族の官歴であった。そして、軍事勤務の任命や後代には高次の宮廷職を任命する際、自分と比べて家柄や官歴が劣った者より低く任命された場合は、その人は、自身や自分の家門に対する名誉毀損として、しばしば訴訟を起こすことができた。門地制は、次第に複雑なものとなり、行政・軍事を逆に混乱させるようになつたため、一七世紀末に廃止された。著者によると、門地訴訟という形でエリート層の名誉が可視化された。

(6) 名誉毀損については、一五五〇年法典、一六四九年會議法典で定められている。特に一五五〇年法典の二四〜二六条、一六四九年會議法典の第一〇章二七〜九九条で名誉毀損の手續き、対象、賠償額など詳細に定められている。また、一六四九年會議法典の第二章では「国家への反逆罪も君主への名誉毀損として定められており」、「名誉毀損」はこの当時社会を通底する広い概念であったと言える。栗生沢猛夫・宮

- 野裕「イヴァン四世雷帝の『一五五〇年法典』—訳と訳注(一)—」『北海道大学文学部研究科紀要』一一六号、二〇〇五年、中沢敦夫・吉田俊則「一六四九年会議法典」翻訳と注釈(一)、『(三)』『富山大学文学部紀要』四三・四六号、二〇〇五・二〇〇六年。また同時代人の史料においても名誉毀損や名誉について言及されている。『ピョートル前夜のロシア—亡命ロシア外交官コトシーヒンの手記』(松木栄三編訳)、彩流社、二〇〇三年。第四章第二節、第七章第四一節など。
- (7) 『ドモストロイ(家庭訓)』とは、イヴァン雷帝時代の正教徒の家庭生活の理想的形態を提示する教訓的著作である。家庭生活まで支配の影響を与えようとした「社会的規律化」の傾向のひとつとして考えられる。『ロシアの家庭訓(ドモストロイ)』(佐藤靖彦訳)、新読書社、一九八四年。
- (8) 特にエリート層の女性の振るまい(ヴェールをかぶり、生活空間は隔離され、カーテンで覆われるなど)はエリート層の富や名誉、地位を象徴した。そして、女性のみ隔離された空間の中で、独自の方法で政治に介入し、影響を与えた。女性の隔離、その政治的役割については Nancy Sh. Kollmann, "The Seclusion of Elite Moscovite Women", *Russian History*, 10(2), 1983, pp. 170-87. を参照。
- (9) 従来の見解を紹介したものとしては、浅野明「君主と貴族と社会統合—ロシアの場合」(小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西—共和制の理念と現実』山川出版社、二〇〇四年収録)などがある。
- (10) 門地制の歴史的意義は、国家におけるエリート層の社会的地位および君主権力の影響力と関連づけられ、研究されてきた。例えば、エリート層の社会的地位や序列が、家柄を基に決定されたのであれば、ツァーリのエリート層に対する権限は部分的に制限されており、エリート層はツァーリの意志や寵愛に影響されない、独自の特権や地位を保持できたと考え得る。しかし、貴族間で争うことにより、西欧的な貴族の社会的団結・身分意識形成を阻害し、逆に貴族の立場を危うくさせたとも考え得る。また、門地制が国家の発展のために寄与した

か、それとも弊害となったかという問題についても論じられてきた。それゆえ、門地制をどのように解釈するかは、モスクワ国家をどのように捉えるかという問題に深く関わっているのである。近年の研究においては、君主とエリート層の対立から門地制を見るのではなく、門地制自体が君主とエリート層のコンセンサスを基に成り立っていたと見る見方が注目され始めている。鳥山成人「一七世紀末ロシアの『門地制』廃止と『代官制』導入計画—『ピョートル改革』前史の一考察」『中央大学文学部紀要・史学科』三三三号、一九八八年。

(11) 著者は一五〇〇年代から一六八二年の門地制廃止までの史料を調べ、それを総じて論じているが、門地訴訟が行われた割合は一定ではない。著者の集めた史料によると、門地訴訟は一五八〇年代から九〇年代に特に盛んに行われ、一六〇〇年代からは徐々に減少してゆく。

(12) 本書に対するいくつかの書評は、訴訟文書を通じて近世ロシア社会を明らかにした点で本書の意義を評価しつつも、合意形成の重要性を強調するあまり、専制の一方的な影響力を軽視している点、名誉という文化的概念が政治に与えた影響力を誇張しすぎる点などで本書を批判的に扱っている。Marshall Poe, Review of *By Honor Bound*, by N. Sh. Kollmann, *Russian Review*, 59(2), 2000, pp. 299-300; Maureen Perrie, Review of *By Honor Bound*, by N. Sh. Kollmann, *The Journal of Modern History*, 73(1), 2001, pp. 219-220; Richard Hellie, Review of *By Honor Bound*, by N. Sh. Kollmann, *Speculum*, 77(2), 2002, pp. 573-575. 他方で、文化史研究の手法を用いて近世ロシアに新たな像を提示した意義を評価するものもある。Paul Dukes, Review of *By Honor Bound*, by N. Sh. Kollmann, *Slavic Review*, 59(3), 2000, p662; James Renton, Review of *By Honor Bound*, by N. Sh. Kollmann, *The European Legacy*, 7(1), 2002, pp. 89-91.